

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊中町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（かんがい排水事業）井ノ口地区）を行うことについて令和4年10月25日適当と決定した。

その関係書類を三豊市農政部土地改良課において令和4年11月16日から同年12月6日まで縦覧に供する。

令和4年11月8日

香川県知事 池 田 豊 人